

# 令和8年度「公民館クラブ」入会のご案内

河内長野市立公民館

## 1. 公民館クラブとは

公民館クラブは、5人以上が集い、趣味及び教養等の生涯学習活動を自主的に行う団体で、公民館がクラブ員を募集することなどから、公民館と協力及び協調した活動を行っています。

## 2. 各種活動への参加

公民館クラブ及びクラブ員は、下記の各種活動に参加します。ただし、参加回数や参加人数等は各公民館が指定します。

- ①公民館が指定する現代的課題を学習する講座や研修会など
- ②ふれあい合校や公民館子ども講座など
- ③社会的還元のための事業や活動など
- ④これから学習活動を始めようとする市民の学習機会支援（一日体験など）
- ⑤活動内容の公開や発表（公民館まつりなど）

## 3. クラブ一覧表

各公民館では、公民館クラブの名称や活動日時、種目や活動内容等を記載した一覧表を掲示しています。なお、市ホームページでは、全公民館の一覧表を掲載しています。

## 4. 申込方法

公民館クラブへの入会希望者は、下記のいずれかの方法により、各公民館に入会を申し込んでください。すでに公民館クラブに入会している方も、同様に申し込みが必要です。

- ①往復ハガキ（公民館クラブごとに申し込みが必要）※裏面に記入例を掲載
- ②各公民館の窓口 ※返信用ハガキ（切手貼付、住所・氏名記載）の添付が必須
- ③市ホームページ応募フォーム ※メールアドレスが必須

**スマートフォンなどで右記・または各公民館QRコード（最終ページ）を参照**



## 5. 申込条件

公民館クラブでは、幅広く様々な方にご入会いただけるよう、同じ種目の公民館クラブへの入会申込は、市内8公民館を合わせて1つに限っています。

※例えば、編み物の公民館クラブが5つあれば、そのうち1つにしか申し込みません。

※追加募集では同じ種目の公民館クラブへの重複入会も可能です（「11. 追加募集」参照）。

## 6. 申込締切

往復ハガキ 令和8年2月15日（日）まで ※当日消印有効

各公民館の窓口 令和8年2月15日（日）17時まで

市ホームページ 令和8年2月15日（日）23時59分まで

## 7. 抽選及び優先順位

入会希望者が定員を超えたときは、下記の優先順位に基づき、抽選で入会者及び補欠の順番を決定します。なお、抽選は、公民館クラブ代表者等が立会のうえ公開で行います。

優先順位①	前年度の公民館クラブの代表者及び会計で、申し込みがあった方
優先順位②	市内在住・在学・在勤者で、前年度に同じ公民館で同じ種目を受講していない方
優先順位③	市内在住・在学・在勤者で、上記②以外の方
優先順位④	市外居住者で、前年度に同じ公民館で同じ種目を受講していない方
優先順位⑤	市外居住者で、上記④以外の方

## 8. 最少設置人員

入会希望者が5名未満の公民館クラブは、令和8年4月からの設置を取りやめます。

## 9. 市外居住者

公民館クラブは、入会者（構成員）の5割を超えない範囲で、市外居住者の入会を認めます。

## 10. 抽選結果通知

公民館は、返信用ハガキ、メール等で入会の可否、入会できない場合は補欠の順番を本人宛に通知します。通知を受けた方で入会を辞退する場合は、必ず公民館へ連絡してください。

## 11. 追加募集

抽選後、定員に満たない公民館クラブは、各公民館の窓口で下記のとおり追加募集を行います。なお、追加募集では、同じ種目の公民館クラブへの重複入会も可能とします。

- ① 市内在住・在学・在勤者 令和8年3月15日（日）～受付開始
- ② 市外居住者 令和8年4月 1日（水）～受付開始

## 12. 入会の取消

次の場合は、応募を無効とし、入会を取り消しますのでご注意ください。

- ①申し込み書式の記入方法に誤り、あるいは記入事項に漏れがあるとき
- ②期日までに申し込みの有無を確認できないとき
- ③本人以外の氏名、住所等を使用したとき

## 13. その他

施設の使用が河内長野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の活動を助長し、または暴力団の利益になると認められるときは、施設の使用を許可しません。また、許可後にこれらに該当することが判明したときは、使用許可の取消し等を行います。

河内長野市暴力団排除条例の規定に基づき、申請書に記載されている情報を警察に照会する場合があります。また、申請内容について詳細な資料を求める場合があります。

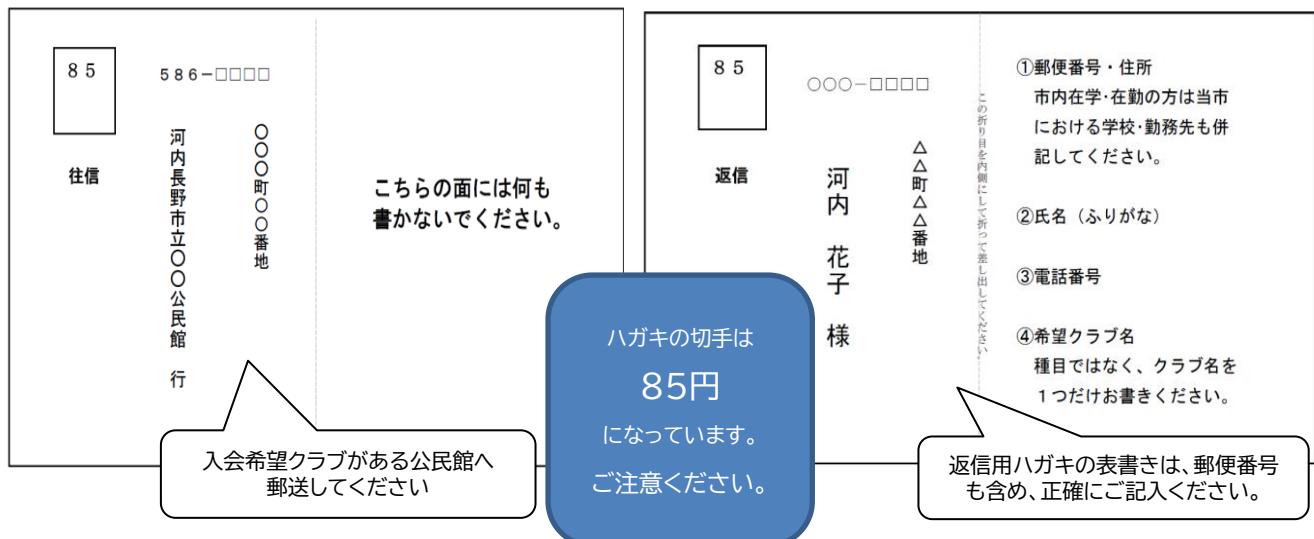
## ～入会申し込みハガキの送付先・問い合わせ先～

公民館名	あて先	電話
天野公民館	〒586-0086 河内長野市天野町1520-5	55-6191
加賀田公民館	〒586-0071 河内長野市加賀田617-4	62-2116
天見公民館	〒586-0061 河内長野市岩瀬1244	63-4074
川上公民館	〒586-0053 河内長野市寺元501	65-1612
高向公民館	〒586-0036 河内長野市高向515-3	54-4548
老寿やすらぎ 千代田公民館	〒586-0009 河内長野市木戸西町1-2-9	55-1125
南花台公民館	〒586-0077 河内長野市南花台8-4-1	63-1131
三日市公民館	〒586-0048 河内長野市三日市町288-1	62-6155

## ～往復ハガキの記入例～

### ＜注意事項＞

- 必ず表裏（往信と返信）をご確認のうえご記入ください。
- 1人で2クラブに申し込みたい時はハガキを2枚に分けてご記入ください。



## ～クラブ申し込み 各公民館 QRコード～

天野公民館



加賀田公民館



天見公民館



川上公民館



高向公民館



老寿やすらぎ千代田公民館



南花台公民館



三日市公民館



ご記入いただきました個人情報は、

●公民館のクラブ員決定

●公民館からの連絡等

の目的に使用します。

また、各クラブの代表には、

クラブ員の氏名のみを提供します。